

4 一般地区

(景観形成地区を除く市域全域)

【景観形成の方針】

① 城下町地区

城下町を印象づける建造物や樹木の保全を図るとともに、居住者にとっても快適な環境の創造を進めます。

街の活性化につながる景観の形成を目指します。

地域住民が合意したエリアについては、「景観形成地区」の指定を行います。

② 工業地区

工場等の建築物の色彩及び外周の堀や敷地内緑化への配慮を促し、周辺景観と調和した工業地区の景観形成を図ります。

③ 住宅地区

地域の特性に応じた景観形成のルールづくりを促進し、地域の一体感のあるまちなみ形成を図るとともに、沿道などが花と緑で覆われるまちづくりを推進します。

開発による自然景観への影響を極力小さくするように努めるとともに、のり面緑化などを通じて自然景観と調和した住宅景観形成を図ります。

④ 田園・集落地区

亀岡を特徴づける景観要素の一つである田園風景を大切にしたい景観誘導を図ります。特に、市域の中心部を流れる保津川を含めた流域の田園・集落景観を大切にしたい景観誘導を図ります。

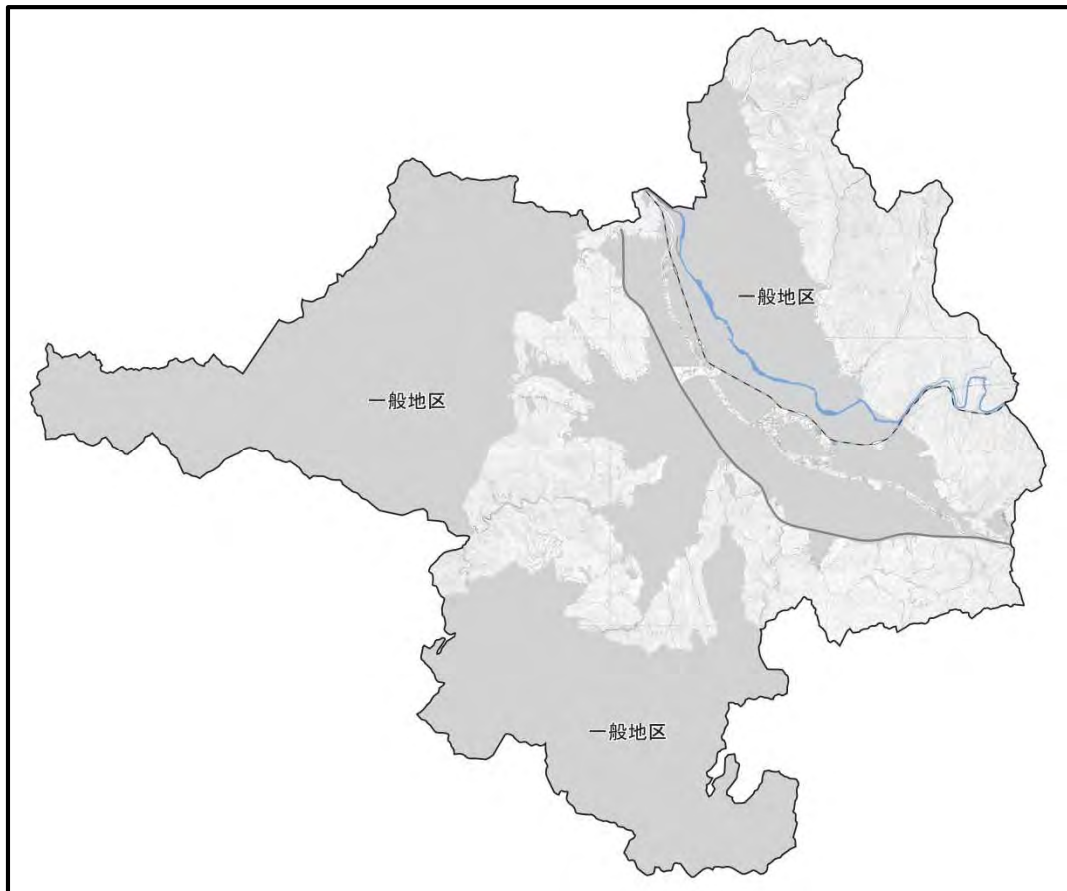
世代やライフスタイルの変化にも自然素材や伝統的技術による建物づくりが尊重され、各地区が持つ景観資源や生活景観の保全を図ります。

⑤ 山脈（やまなみ）地区（平野部の市街地の背景となる範囲を除く）

亀岡の特徴的な景観である山脈（やまなみ）を守り育むため、自然景観に影響を与える行為に対する景観誘導を図ります。

一般地区では、周囲の山々や広大な農地など、自然を基調とした景観形成を進めていきます。

【区域図】



① 建築物を建てる際には

一般地区内において、建築物を新築・増築・改築・移転・模様替え等する際には、下記の景観形成基準に基づいて建築して下さい。

【届出を要する行為】

項目	届出対象規模	届出対象行為
対象建築物	高さ	13m超
	建築面積	1,000㎡超
		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※1}（変更部分の見付け面積^{※2}の2分の1を超えるもの）

※1 当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が10㎡以下のものを除く。（増築後の建築面積が1,000㎡を超えても、増築部分の床面積が10㎡以下のものは対象外とする。）

※2 変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※3 建築物の一つの立面を水平に投影した面積。

【景観形成基準】

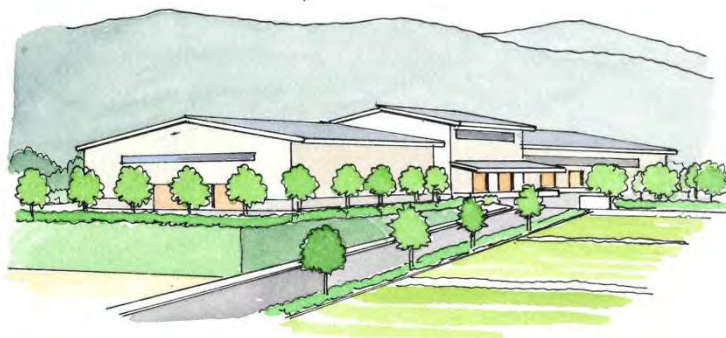
建築物に関する景観形成基準									
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●山脈（やまなみ）と調和するスカイラインを形成するこう配屋根（こう配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。 ●屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ●ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。 								
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ●高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみに配慮する。 ●建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1~N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R~10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1~N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R~10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1~N9.5									
形態・意匠	●周辺景観と調和した形態意匠とする。								
緑化・植栽	●敷地内の緑化に努める。								
設備機器・屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> ●空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。 ●ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。 								
門・塀・柵	●自然景観やまちなみ景観に配慮する。								
平面駐車場	●外周部の緑化又は塀の設置などによって、まちなみ景観に配慮する。								
平面駐輪場	●道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周辺の景観に配慮する。								

■屋根

【基準】

- 山脈（やまなみ）と調和するスカイラインを形成するこ配屋根（こ配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。
- 屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。
- ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。

- ・周囲の山々のやまなみと調和するように、こ配屋根を設置するなど工夫しましょう。



こ配屋根によるやまなみとの調和

■外壁

【基準】

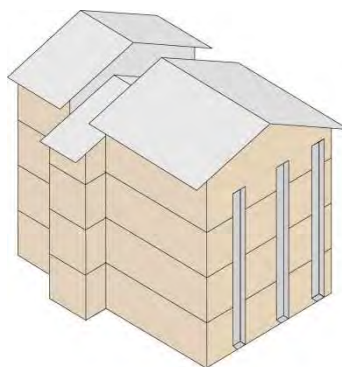
- 高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみに配慮する。
- 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。
ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色相	彩度
7.5R~10Y	6以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1~N9.5	

- ・周囲のやまなみに配慮し、大きな壁面による圧迫感を軽減するため、高層部の後退や凸凹をつけたり、スリットを入れたり、壁面を分割するなどしましょう。



高層部の後退



壁に凸凹やスリットを入れる

■形態・意匠

【基準】

- 周辺景観と調和した形態意匠とする。

- ・隣接する建物等と調和したデザインとしましょう。

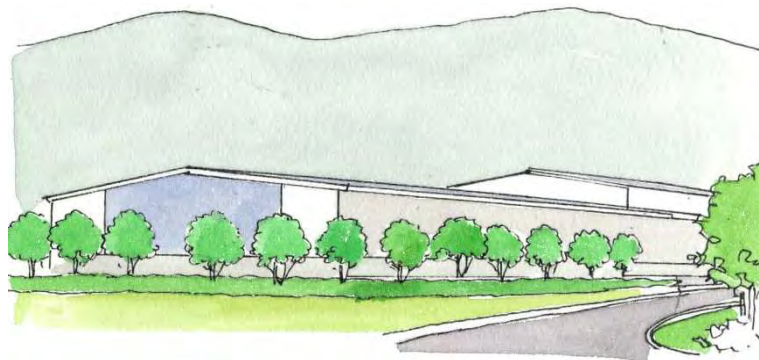


■緑化・植栽

【基準】

- 敷地内の緑化に努める。

- ・敷地内の緑化に努めましょう。

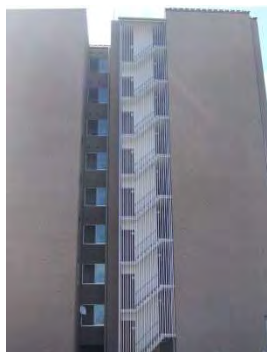


■設備機器・屋外階段等

【基準】

- 空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。
- ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。

- ・設備機器や屋外階段等は、ルーバーや屋根等で直接見えないようにしましょう。



階段の周囲を囲う



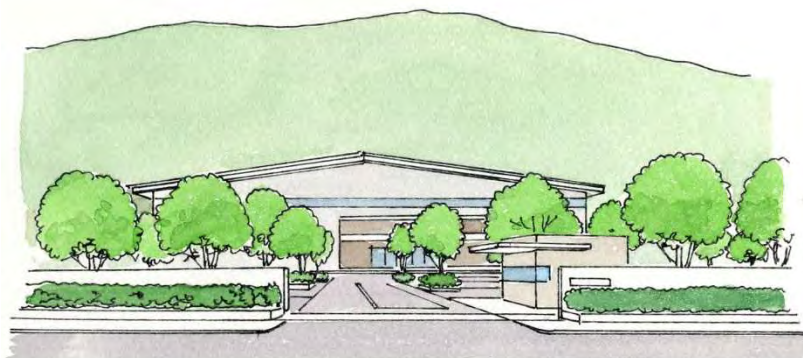
ルーバーで隠す

■門・塀・柵

【基準】

- 自然景観やまちなみ景観に配慮する。

- ・周辺景観に合わせるように、植栽などと組み合わせた門・塀・柵を設置しましょう。

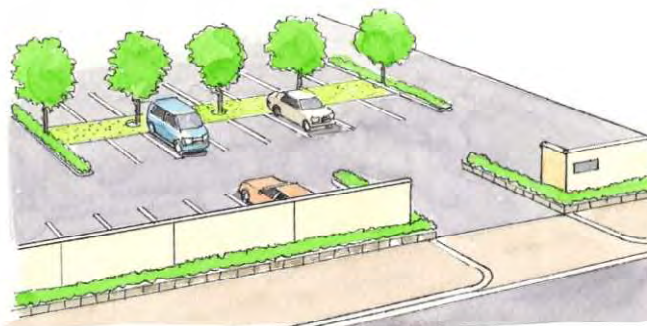


■平面駐車場

【基準】

- 外周部の緑化又は塀の設置などによって、まちなみ景観に配慮する。

- ・外周部の緑化や塀の設置などによって、周囲のまちなみ景観に配慮しましょう。

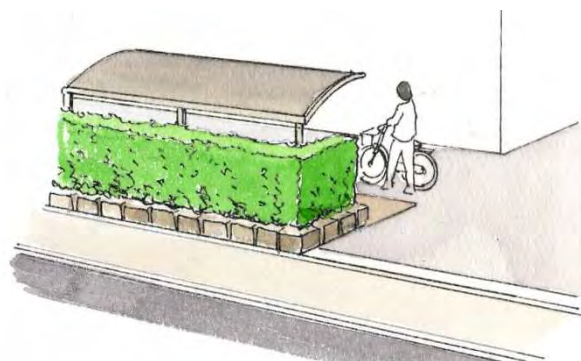


■平面駐輪場

【基準】

- 道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周辺の景観に配慮する。

- ・道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周囲のまちなみ景観に配慮しましょう。



② 工作物を築造する際には

一般地区内において、工作物を新築・増築・改築・移転・模様替え等する際には、下記の景観形成基準に基づいて築造して下さい。

【届出を要する行為】

項目		届出対象規模	届出対象行為	
対象 工作物	擁壁	高さ3m超かつ 長さ30m超	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	上記以外の 工作物	高さ		10m超
		築造面積		500㎡超

※1 ・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。

・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

※2 変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※3 工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

【景観形成基準】

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。 ●施設周辺部の美化及び緑化に努める。 								
立体駐車場 立体駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺の景観と調和を図る。 								
全工作物共通	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 ●外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R~10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">無彩色は、N1~N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R~10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1~N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R~10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1~N9.5									

■各種プラント類・貯蔵施設

【基準】

- 市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。
- 施設周辺部の美化及び緑化に努める。

- ・設置する場所を工夫したり、施設周辺部の緑化などに努めましょう。



■立体駐車場・立体駐輪場

【基準】

- 全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺の景観と調和を図る。

- ・周辺の景観と違和感のないデザインとしましょう。



■全工作物共通

【基準】

- 周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。
- 外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。
ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色相	彩度
7.5R～10Y	6以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1～N9.5	

- ・派手な色彩を避け、周囲の景観や背景のやまなみに配慮したものとしましょう。